政令第百四十九号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）の施行に伴い、及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

6　法第四条第三項第二号に規定する政令で定めるところにより計算される金額は、同号の損失を生じた時の直前における同号の資産の価額（その資産が所得税法第三十八条第二項に規定する資産である場合には、当該価額又は当該損失の生じた日にその資産の譲渡があったものとみなして同項の規定（その資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものである場合には、同法第六十一条第三項の規定）を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額）を基礎として計算した金額とする。

第十二条の二第四項第一号中「第十条の三第三項及び第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、「第十条の五の四第一項」の下に「、第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同条第六項中「第十条の二第八項」を「第十条の二第六項」に改め、同条第八項中「第五条の六の四まで」を「第五条の六の五まで」に、「第五条の四第九項」を「第五条の四第八項」に、「及び第五条の六の四第二項」を「、第五条の六の五第四項」に改める。

第十二条の二第四項第一号中「第十条の三第三項及び第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、「第十条の五の四第一項」の下に「、第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同条第六項中「第十条の二第八項」を「第十条の二第六項」に改め、同条第八項中「第五条の六の四まで」を「第五条の六の五まで」に、「第五条の四第九項」を「第五条の四第八項」に、「及び第五条の六の四第二項」を「、第五条の六の五第四項」に改める。

第十二条の二の二第一項中「に規定する政令で定める期間は、同項」を「及び第三項に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十三条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域（以下この項において「企業立地促進区域」という。）」に改め、同項第一号中「法第十条の二の二第一項に規定する提出企業立地促進計画（次号において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同項に規定する企業立地促進区域（以下この項において「企業立地促進区域」という。）」を「提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域」に改め、「（平成二十四年法律第二十五号）」を削り、同項第二号中「法第十条の二の二第一項に規定する」を「提出企業立地促進計画の福島復興再生特別措置法第十八条第四項の規定による」に、「福島復興再生特別措置法第十八条第七項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「第十条の三第三項及び第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、「第十条の五の四第一項」の下に「、第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同条第五項中「第五条の六の四まで」を「第五条の六の五まで」に、「第五条の四第九項」を「第五条の四第八項」に、「及び第五条の六の四第二項」を「、第五条の六の五第四項」に改める。

第十二条の二の三第二項中「第十条の三第三項及び第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、「第十条の五の四第一項」の下に「、第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同条第四項中「第五条の六の四まで」を「第五条の六の五まで」に、「第五条の四第九項」を「第五条の四第八項」に、「及び第五条の六の四第二項」を「、第五条の六の五第四項」に改める。

第十二条の三第三項中「第十条の三第三項及び第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、「第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同条第四項中「及び第五条の六の三の規定」を「、第五条の六の五第五項及び第六項」に、「及び第五条の六の四第二項」を「、第五条の六の五第四項」に改める。

第十二条の三の二第五項中「第十条の三第三項及び第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、「第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同条第六項中「及び第五条の六の三の規定」を「、第五条の六の五第五項及び第六項」に、「第五条の四第九項」を「第五条の四第八項」に、「及び第五条の六の三第五項」を「、第五条の六の五第四項」に改める。

第十二条の三の二第五項中「第十条の三第三項及び第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、「第十条の五の三第三項及び第四項」の下に「、第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同条第六項中「及び第五条の六の三の規定」を「、第五条の六の五第五項及び第六項」に、「第五条の四第九項」を「第五条の四第八項」に、「及び第五条の六の三第五項」を「、第五条の六の五第四項」に改める。

第十二条の四中「第十条の二第十三項」を「第十条の二第十一項」に改める。

第十三条の二第二項中「十以上」の下に「（当該全てを満たすものでその床面積が五十平方メートル以上のものが四以上ある場合には、四以上）」を加え、「当該各独立部分」を「当該要件の全てを満たす各独立部分」に改め、同項第三号中「五十平方メートル」を「二十五平方メートル」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　その賃貸が公募の方法により行われるものであり、かつ、当該公募において次に掲げる事項（その床面積が五十平方メートル以上のものにあっては、イに掲げる事項）が明らかにされているものであること。

イ　その賃貸が、東日本大震災の被災者に対し優先して行われること。

ロ　その賃貸が、単身者（現に同居し、又は同居しようとする者がない者をいう。）に対し優先して行われること。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

（被災した個人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例）

第十三条の二の二　法第十一条の三の二に規定する政令で定める要件は、同条の債務処理に関する計画が第十七条第一項各号に掲げる要件の全てに該当することとする。

第十四条第八項中「第二十五条第十七項から第十九項まで」を「第二十五条第十八項から第二十項まで」に、「第二十五条第十七項中」を「第二十五条第十八項中」に、「同条第十九項第二号」を「同条第二十項第二号」に改め、同条第九項中「第二十五条第二十一項」を「第二十五条第二十二項」に改める。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

（被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例）

第十四条の三　法第十二条の三に規定する政令で定める要件は、同条の債務処理に関する計画が第十七条第一項第一号から第三号まで及び第四号イ又はハに掲げる要件に該当することとする。

第十五条第三項中「第四十一条第二十四項及び第二十五項」を「第四十一条第二十五項及び第二十六項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に改め、同条第四項中「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に、「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十五項」に改める。

第十五条の二第一項中「同条第二十四項及び第二十五項」を「同条第二十五項及び第二十六項」に、「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十五項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に改め、同条第二項中「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に、「第四十一条第二十五項」に改める。

第十六条の二の次に次の一条を加える。

（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）

第十六条の三　法第十六条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法及び法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。